

別添資料目次

資料 1. 各専攻・課程の授業科目に基づく履修モデル

資料 2. 教員年齢構成

資料 3. 国立大学法人東北大学職員就業規則

別添

【各専攻・課程の授業科目に基づく履修モデル】

I. 生物生産科学専攻

1. 生物生産科学専攻（博士前期2年の課程）の概要

農林水産業関係の国公立機関並びに農畜水産物生産とその流通等に関わる一般企業で活躍できる、教養ある高度職業人材を育成するため、①高度な専門的知識と学識を備え、②それらに関連する幅広い先端技術を身につけ、③社会実装を推進できる能力を修得させる。そのため、生物生産科学に関する領域の専門的知識と研究技能の獲得を促進させ、国際的な視野に立って高い目的意識とリーダーシップを育てる機会を提供するとともに、修士論文に基づいて研究成果の審査及び試験を適切に行う。

2. 生物生産科学専攻（博士前期2年の課程）に置く各教育プログラム

1) 生物生産科学専攻（博士前期2年の課程）教育プログラムの概要

生物生産科学専攻には農学の基本学問分野体系に即した編成に基づく基幹講座として、植物生命科学講座、動物生命科学講座、水圏生産科学講座、および農業経済学講座の4講座を配置し、世界の食料問題解決や日本の農林水産業の発展に資するべく、関連する幅広い産業・製造業の研究開発部門、国及び地方自治体の試験研究や普及部門、農業関連諸団体等の研究・企画・開発部門などにおいて、国際的な視野から研究成果の発信と社会実装できる高度職業人材を養成する。

2) 生物生産科学専攻（博士前期2年の課程）のカリキュラムの構成・特徴

・基盤科目

農学研究科への帰属意識と研究に対する好奇心を育み、後期課程への進学を促す（必修科目）。

・総合基礎科目

幅広い農学教育のため、複数教員で担当する専攻にまたがる総合講義を開講し、担当教員の専門分野を含む最先端領域の教育を幅広く行う。生命機能物質分析特論、生物資源利用学、植物生命科学合同講義、水圏生物生産科学合同講義、微生物科学合同講義、International Development Studies（国際開発学）、Food Economics（食料経済学）、さらに他研究科にまたがる合同講義としては、生態学合同講義と生化学合同講義とビックデータの取り扱いを修得する「農学データサイエンス演習」（新設）を開講する。

・先端農学実践科目

社会課題対応型科目として3つのプロジェクト型センターである「食品の産業連携研究開発拠点」から2科目（知財と産業開発、食の安全）（新設）、「次世代食産業創造センター」から3科目（災害復興合同講義、スマート農業入門 [新設]、生物多様性共生学 [新設]）、「食と農免疫国際教育研究センター」による英語特別講義1科目（Food & Agricultural Immunology Joint Lecture）を開講する。

・学術実践活動科目

実践科学英語

英語で議論を交わす能力を身につけ、国際舞台で活躍できる人材育成するため、ネイティブの専任教員による英語実践教育と、生物生産科学に関する国際会議・学術論文・海外留学に対応した実践的な語学トレーニングを行う。特に、大学院入試のTOEFL ITPの得点が下位20%の学生については、本授業を受講させる。

国際活動実習

実践科学英語で身につけた英語スキルの実際の場面での実践と専門性の深化させるため、生物生産科学に関する国際学会・会議への発表参加と付随する研究交流活動（2回以上）、または海外研究機関への研究留学（10日間以上、80時間以上）を実施し、その成果報告書を評価することにより単位を付与する。

インターンシップ実習

学外の研究活動などの体験に基づいた実社会でのキャリア形成を目的とし、生物生産に関わる産業・製造業の研究開発部門、国及び地方自治体の試験研究や普及部門、農業関連諸団体等の研究・企画・開発部門国内外の研究機関において、研究活動などに関わる実践的な実習（10日間以上、80時間以上）を受け、その成果報告書进行评估することにより単位を付与する。

・専門科目

専攻で養成する人材像に応じて農学の学問体系に即した高度な専門科目（生物共生科学特論、作物生産学特論、園芸生産システム学特論、土壌学特論、栽培植物環境科学特論、環境適応植物工学特論、応用昆虫学特論、植物育種学特論、植物病理学特論、動物環境管理微生物学特論、動物遺伝育種学特論、動物生理科学特論、草地科学特論、動物生殖科学特論、動物機能形態学特論、動物栄養生化学特論、動物微生物学特論、動物食品機能学特論、水圏動物生理学特論、水圏資源生態学特論、水圏資源動態学特論、水圏植物生態学特論、水産資源化学特論、沿岸環境生物学特論、生物海洋学特論、海洋生命遺伝情報学特論、環境経済学特論、地域資源計画学特論、複合生態フィールド制御学特論、国際開発学特論、農業経営学特論、農林水産政策学特論、資源環境経済学特別演習 I、資源環境経済学特別演習 II、複合生態フィールド科学専門実習）を配置する。なお、他分野との境界領域の授業科目については、他専攻等における授業科目も関連科目として修了に必要な科目として認定可能とする。また、各教科科目においては積極的に英語による講義を導入する。

・研修科目

講座内の複数の研究室の教員により、組織的な論文指導[指導教員1名と副指導教員（最低2名）を配置]を行い、修士論文作成に向けて当該年度に求められるレベルの成果を上げた場合に、単位を認定する。

3) 生物生産科学専攻（博士前期2年の課程）の履修モデル

履修例その1

・農業関連の公的機関の研究者を目指す例

(1) 対象学生

本学の生物生産学科・植物生命科学コースを卒業した者

(2) 目標進路

農業に関連する国及び地方自治体の試験研究員となり、農業改良普及部門、農業関連諸団体の研究・企画・開発部門など国際的な活躍ができる人材となる。博士課程前期2年の課程修了後は、国や地方自治体の試験研究機関に就職する、あるいは博士課程後期3年の課程に進学して高度で専門的な研究者となる。

(3) 論文課題の例

ダイズの品種・系統間の塩ストレス体制を制御する生理機構について

(4) 履修科目

科目区分	授業科目	単位数
基盤科目	生命圏倫理学*	2
	大学院農学研究科で学ぶ*	1
総合基礎科目	生態学合同講義	2
	植物生命科学合同講義	2
先端農学実践科目	知財と産業開発	2
	Food & Agricultural Immunology Joint Lecture	2
	災害復興合同講義	1
	スマート農業入門	1
専門科目	生命共生科学特論	2
	作物生産学特論	2
	土壌学特論	2
	農業経営学特論	2
	栽培植物環境科学特論	2
研修科目	修士論文研修*	10
合計		33

* 必修科目

(5) 履修内容の説明

学部では、植物生命科学を学び、農業に関連する国及び地方自治体の公務員への就職を希望する学生の履修例である。総合基盤科目では、作物生産の基礎に係る農学全般にわたる授業を履修する。

先端農学実践科目からは「食品の産学連携研究開発拠点」による知財と産業開発を履修し、産官学の技術開発の実態を学び、21世紀の農業、漁業、食品産業の在り方を考察する。「次世代食産業創造センター」による「災害復興合同講義」と「スマート農業入門」を履修し、大規模自然災害の被災地における農業・農村の復興と地域農業の多様性を学ぶ。また、「食と農免疫国際教育研究センター」による英語特別講義「Food & Agricultural Immunology Joint Lecture」も受講する。

また、行政の推進に必要となる農業経営学を含め、自身の研究分野と関連する専門科目を幅広く履修し、所属する分野の専任教員を中心とした講座内の複数の研究室の教員による組織的な論文指導を行い、修士論文を作成する。

履修例その2

・民間の関連業界の研究者を目指す例

(1) 対象学生

他大学の畜産学・応用動物系のコースを卒業した者

(2) 目標進路

畜産物の食品製造に関連する企業の研究・企画・開発部門などで国際レベルの活躍ができる人材となる。博士課程前期2年の課程修了後は民間の食品関連の企業に就職する。あるいは博士課程後期3年の課程に進学して、高度で専門的な研究者となる。

(3) 論文課題の例

肉用鶏の酸化ストレスのコエンザイム Q10 の生理機能解析

(4) 履修科目

科目区分	授業科目	単位数
基盤科目	生命圏倫理学*	2
	大学院農学研究科で学ぶ*	1
総合基礎科目	生化学合同講義	4
先端農学実践科目	知財と産業開発	2
	Food & Agricultural Immunology Joint Lecture	2
	食の安全	2
専門科目	動物生理科学特論	2
	動物生殖科学特論	2
	動物機能形態学特論	2
	動物栄養生化学特論	2
	動物食品機能学特論	2
研修科目	修士論文研修*	10
合計		33

* 必修科目

(5) 履修内容の説明

学部では他大学で畜産学を学び、民間の食品関連企業に就職を希望する学生の履修例である。総合基礎科目では、幅広く基礎生化学の知識を得るため東北大学全学生物系研究科による合同講義である生化学合同講義を履修する。

先端農学実践科目からは、「食品の産学連携研究開発拠点」による「知財と産業開発」、「食の安全」を履修し、産官学の技術開発の実態と食の安全評価の理論と実践を学ぶ。また、学術実践活動科目では、「食と農免疫国際教育研究センター」による英語特別講義「Food & Agricultural Immunology Joint Lecture」や、就職後のキャリアも意識して実践科学英語やインターンシップ実習も受講している。

また、自身の研究分野と関連する専門科目を幅広く履修し、所属する分野の専任教員を中心とした講座内の複数の研究室の教員による組織的な論文指導を行い、修士論文を作成する。

履修例その3

・民間の関連業界の研究者を目指す例

(1) 対象学生

本学の生物生産学科・海洋生物科学コースを卒業した者

(2) 目標進路

水産加工食品の製造に関連する企業の研究・企画・開発部門などで国際的な活躍ができる人材となる。博士課程前期2年の課程修了後は民間の食品関連の企業に就職する。あるいは博士課程後期3年の課程に進学して、高度で専門的な研究者となる。

(3) 論文課題の例

魚粉飼料作製にむけたタンパク質代替飼料の嗜好性評価と改善

(4) 履修科目

科目区分	授業科目	単位数
基盤科目	生命圏倫理学*	2
	大学院農学研究科で学ぶ*	1
総合基礎科目	生態学合同講義	2
	水圏生物生産科学合同講義	2
先端農学実践科目	知財と産業開発	2
	Food & Agricultural Immunology Joint Lecture	2
	災害復興合同講義	1
	スマート農業入門	1
学術実践活動科目	インターンシップ実習	2
専門科目	水圏動物生理特論	2
	水圏資源生態学特論	2
	水圏植物生態学特論	2
	水産資源化学特論	2
	沿岸フィールド生物生産学特論	2
	生物海洋学特論	2
関連科目	食品化学特論	2
研修科目	修士論文研修*	10
合計		39

* 必修科目

(5) 履修内容の説明

学部では水産学と海洋生物学を学び、民間の食品関連企業に就職を希望する学生の履修例である。総合基礎科目では、生態学や水圏生物学全般にわたる授業を履修し幅広い学識を得ることを目的としている。

先端農学実践科目からは、「食品の産学連携研究開発拠点」による「知財と産業開発」を受講し、産官学のネットワークによる先端技術開発の実態を学び、日本の将来の水産業と食品産業の在り方を考察する。「食と農免疫国際教育研究センター」による英語特別講義「Food & Agricultural Immunology Joint Lecture」を履修し、国際感覚を身に着けると同時に、水産業が直面する課題を意識して「次世代食産業創造センター」による「災害復興合同講義」と「スマート農業入門」も受講し、日本の水産資源の問題解決を図る訓練を行う。

また、自身の研究分野と関連する専門科目を幅広く履修するだけでなく、希望である食品関連企業への就職を見据え、農芸化学専攻で開講されている「食品化学特論」を履修し、食品成分の健康機能性についての専門的な知識を修得する。そして、所属する分野の専任教員を中心とした講座内の複数の研究室の教員による組織的な論文指導を行い、修士論文を作成する。

履修例その4

・ 農業関連の公的機関や関係団体、金融機関への就職を目指す例

(1) 対象学生

本学の生物生産学科・農業経済学コースを卒業した者

(2) 目標進路

持続的農業やその社会システムを構築する政策等に関連する研究・企画・開発部門などで国際的に活躍ができる人材となる。博士課程前期2年の課程修了後は、国や地方自治体、農業関連団体、金融機関等に就職する。

(3) 論文課題の例

農地集積の地理的分布とそれを規定する社会の実証研究

(4) 履修科目

科目区分	授業科目	単位数
基盤科目	生命圏倫理学*	2
	大学院農学研究科で学ぶ*	1
総合基礎科目	生態学合同講義	2
	植物生命科学合同講義	2
先端農学実践科目	生物多様性共生学	2
	災害復興合同講義	1
	スマート農業入門	1
学術実践活動科目	国際活動実習	2
専門科目	資源環境経済学特別演習Ⅰ	1
	資源環境経済学特別演習Ⅱ	1
	環境経済学特論	2
	国際開発学特論	2
	農業経営学特論	2
	地域資源計画学特論	2
	農林水産政策学特論	2
研修科目	修士論文研修*	10
合計		35

*必修科目

(5) 履修内容の説明

学部では農業経済学全般を学び、博士課程前期2年の課程修了後は国及び地方自治体、農業関連団体、金融機関等への就職を希望する学生の履修例である。総合基礎科目では、生産農学の基礎に係る広範な授業を履修し、理系農学の学識を幅広く修得する。

先端農学実践科目からは、「次世代食産業創造センター」による「災害復興合同講義」、「スマート農業入門」、「生物多様性共生学」も受講し、幅広い生態系の環境問題に関わる課題解決を修得すると同時に、大規模自然災害の被災地における農業・農村の復興の在り方を通して、専門に直接かかわる地域農業の多様性を学ぶ。

また、行政の推進に必要となる農業経営学や演習を含め、自身の研究分野と関連する専門科目を幅広く履修し、所属する分野の専任教員を中心とした講座内の複数の研究室の教員による組織的な論文指導を行い、修士論文を作成する。

3. 生物生産科学専攻（博士後期3年の課程）の概要

農林水産業関係の学術研究関連の研究者、並びに農畜水産物生産とその流通等に関わる一般企業の研究者として活躍できる人材育成のため、①所属する分野の専任教員を中心とした講座内の複数の研究室の教員による組織的な論文指導を行い、生物生産科学に関する領域の高度な専門的知識と高い研究技能の獲得を促進する。②研究遂行に求められる高い目的意識とリーダーシップを育てる機会と最先端の国際的な研究成果に学ぶ場を提供する。③学修成果の評価基準を明示するとともに、博士論文に基づいて研究成果の審査及び試験を適切に行う。

4. 生物生産科学専攻（博士後期3年の課程）に置く各教育プログラム

1) 生物生産科学専攻（博士後期3年の課程）教育プログラムの概要

生物生産科学専攻には農学の基本学問分野体系に即した編成に基づく基幹講座として、植物生命科学講座、動物生命科学講座、水圏生産科学講座、および農業経済学講座の4講座を配置し、世界の食料問題解決や日本の農林水産業の発展に資するべく、大学の生物生産科学に関する学術研究・教育機関において国際的な視野に立った

研究・教育を実践するとともに、生物生産に関連する幅広い産業・製造業の研究開発部門、国及び地方自治体の試験研究や普及部門、農業関連諸団体の研究・企画・開発部門などにおいて、新しい農林水産業の創成を世界水準で推進することにより、グローバルイノベーションを生み出すことができる研究者・高度専門職業人を養成する。

2) 生物生産科学専攻（博士後期3年の課程）のカリキュラムの構成・特徴

・基盤科目

「研究倫理学」1単位を研究科共通の必修科目として新設し、自立して成熟した研究倫理を持ちながら、独創的な生物生産科学研究が展開できるようにする。

・総合基礎科目

幅広い農学教育のため、ビッグデータの取り扱いを修得する「農学データサイエンス演習」（新設）を開講する。

・先端農学実践科目

社会課題対応型科目として3つのプロジェクトセンターである「食品の産業連携研究開発拠点」から2科目（知財と産業開発、食の安全）（新設）、「次世代食産業創造センター」から3科目（災害復興合同講義、スマート農業入門 [新設]、生物多様性共生学[新設]）、「食と農免疫国際教育研究センター」から英語特別講義1科目（International Food & Agricultural Immunology Joint Lecture）を開講する。前期2年の課程に開講されている先端農学実践科目において、前期2年の課程で履修していない科目を修了認定科目として選択することができる。また、「食と農免疫国際教育研究センター」による英語特別講義の受講生の中から、選抜された学生には海外拠点校への留学の機会が与えられる。

・学術実践活動科目

前期2年の課程に開講されている学術実践活動科目において、前期2年の課程で履修していない科目を修了認定科目として選択することができる。

実践科学英語

英語で議論を交わす能力を身につけ、国際舞台で活躍できる人材育成するため、ネイティブの専任教員による英語実践教育と、生物生産科学に関する国際会議・学術論文・海外留学に対応した実践的な語学トレーニングを行う。

国際活動実習

実践科学英語で身につけた英語スキルの実際の場面での実践と専門性の深化させるため、生物生産科学に関する国際学会・会議への発表参加と付随する研究交流活動（2回以上）、または海外研究機関への研究留学（10日間以上、80時間以上）を実施し、その成果報告書を評価することにより単位を付与する。

インターンシップ実習

学外の研究活動などの体験に基づいた実社会でのキャリア形成を目的とし、生物生産に関わる産業・製造業等の研究開発部門、国及び地方自治体の試験研究や普及部門、農業関連諸団体等の研究・企画・開発部門国内外の研究機関において、研究活動などに関わる実践的な実習（10日間以上、80時間以上）を受け、その成果報告書を評価することにより単位を付与する。

・専門科目

専攻で養成する人材像に応じて農学の学問体系に即した高度な専門科目（生体分子化学、International Food & Agricultural Immunology Joint Lecture）を配置する。国際的な視野と高度なコミュニケーション能力を育むため、研究科共通の英語による国際的な講義や最先端の合同講義を開講し、他分野にも目を向けさせ幅広い知識を修得させる。留学を希望する学生には、プロジェクトセンターの一つである食と農免疫国際教育研究センターによる英語特別講義「International Food & Agricultural Immunology Lecture」（2単位）を受講させる。この講義の受講生の中から選抜された学生には海外拠点校への留学の機会が与えられる。

・ 研修科目

学問体系を基本に再編された基幹講座で担当する「基幹講座研修」(6単位)を新設し、講座内の複数の研究室の教員により、組織的な論文指導[指導教員1名と副指導教員(最低2名)を配置]を行う。進学時の「博士論文研究計画」から2年次に「中間審査」、また論文提出に先立って「予備審査」も行い、最終的な単位認定を行う。また、所属分野の先端領域におけるマンツーマン指導を行う「博士論文研修」(6単位)では、従来と同様に自立して独創的な農学研究を行う基礎力を養う。

3) 国際共同大学院プログラム

前期課程2年次から「災害科学・安全学国際共同大学院プログラム」に参加する学生は、本専攻の履修と並行して同プログラムが提供する学際的な科目を履修し、修了時におさめるプログラム学位の取得を目指す。この中で、後期課程2年次までに海外協定大学に留学し、外国語能力をさらに高めるとともにグローバル・スタンダードの専門研究能力を磨くことで、研究者・高度専門職業人として国際社会で活躍できる力を身につける。

4) 生物生産科学専攻(博士後期3年の課程)の履修モデル

(4) 履修モデル

履修例その1

・ 学術研究関連の研究者を目指す例

(1) 対象学生

本学の生物生産科学専攻・植物生命科学講座博士前期課程を修了した者

(2) 目標進路

農学系大学の教員となり、植物生命科学を中心とした生物生産に関わる学術研究と教育を行う。研究面では、植物生命科学の基盤研究を国際的に先導するとともに、生物生産を基盤とした産業創成につながるイノベーションを生み出す高度で専門的な研究者となる。教育面では、大学、農業に関連する国及び地方自治体や、農業改良普及部門、農業関連諸団体等の研究・企画・開発部門などで国際的な活躍ができる研究者・高度専門人材を育成する教育者となる。

(3) 論文課題の例

ウイルス抵抗性を制御する宿主植物の免疫機構について

(4) 履修科目

科目区分	授業科目	単位数
基盤科目	研究倫理学*	1
先端農学実践科目	International Food & Agricultural Immunology Joint Lecture	2
研修科目	基幹講座研修*	6
	博士論文研修*	6
合計		15

* 必修科目

(5) 履修内容の説明

前期課程では、植物生命科学を学び、植物生命科学を中心とした生物生産に関わる学術研究と教育に従事する農学系大学の教員への就職を希望する学生の履修例である。基盤科目では、自立して成熟した研究倫理を持ちながら、独創的な植物生命科学の研究が展開できるよう「研究倫理学」を履修する。先端農学実践科目からは、「食と農免疫国際教育研究センター」による英語特別講義「International Food & Agricultural Immunology Joint Lecture」を受講し、グローバル・スタンダードの専門研究能力を磨く。

また、所属する分野の専任教員を中心とした講座内の複数の研究室の教員による組織的な論文指導により博士論文を作成する共に、所属分野の先端領域におけるマンツ

ーマン指導により、自立して独創的な植物生命科学の研究を行う基礎力を養う。

履修例その2

・国及び地方自治体の試験研究機関の研究者を目指す例

(1) 対象学生

本学の生物生産科学専攻・動物生命科学講座博士前期課程を修了した者

(2) 目標進路

国及び地方自治体の畜産試験研究機関において、家畜動物の育種・繁殖、栄養生理・生化学の基盤研究と、安定した畜産物生産に関連する社会実装研究を国際的に活躍できる高度で専門的な研究者となる。

(3) 論文課題の例

乳牛の乳房炎の発症機構解明とその予防技術開発

(4) 履修科目

科目区分	授業科目	単位数
基盤科目	研究倫理学*	1
先端農学実践科目	災害復興合同講義	1
	スマート農業入門	1
専門科目	生体分子化学	2
関連科目	農林水産政策学特論	2
研修科目	基幹講座研修*	6
	博士論文研修*	6
合計		19

*必修科目

(5) 履修内容の説明

学部では畜産学を学び、国及び地方自治体の畜産試験研究機関において、公務員として研究に従事する職を希望する学生の履修例である。基盤科目では、自立して成熟した研究倫理を持ちながら、独創的な動物生命科学の研究が展開できるよう「研究倫理学」を履修する。先端農学実践科目からは、「災害復興合同講義」と「スマート農業入門」を履修し、大規模自然災害の被災地における農業・農村における畜産の復興と地域農業の再生を学ぶ。専門科目では、「生体分子化学」を履修し、多様な天然物有機化合物に関する知識を深め、国際的な学術論文作成の力を養う。また、国や地方自治体の公務員としての就職を見据え、最近の国内外の農業情勢や、国内及び主要先進国の農業諸施策・制度についての知識を身に着けるため、関連科目として、生物生産科学専攻前期2年の課程で開講している「農林水産政策学特論」を履修する。

また、所属する分野の専任教員を中心とした講座内の複数の研究室の教員による組織的な論文指導により博士論文を作成するとともに、所属分野の先端領域におけるマンツーマン指導により、自立して独創的な動物生命科学の研究を行う基礎力を養う。

履修例その3

・民間の関連業界の研究部門の研究者を目指す例

(1) 対象学生

他大学の水産学・海洋系講座博士前期課程（修士課程）を修了した者

(2) 目標進路

海洋生物の免疫機構を活用することにより、抗菌剤の使用を最小限に抑えた安全・安心な魚介類の養殖に関連する企業の研究・企画・開発部門などで、国際的に活躍できる高度で専門的な研究者となる。

(3) 論文課題の例

海産二枚貝の生体防御機構、特に血球の関与する防御機構

(4) 履修科目

科目区分	授業科目	単位数
基盤科目	研究倫理学*	1
学術実践活動科目	インターンシップ実習	2
研修科目	基幹講座研修*	6
	博士論文研修*	6
合計		15

*必修科目

(5) 履修内容の説明

学部では他大学で水産学と海洋生物学を学び、民間の食品関連企業に就職を希望する学生の履修例である。基盤科目では、自立して成熟した研究倫理を持ちながら、独創的な水圏生産科学の研究が展開できるよう「研究倫理学」を履修する。学術実践活動科目では、就職後のキャリアも意識して「インターンシップ実習」も受講している。

また、所属する分野の専任教員を中心とした講座内の複数の研究室の教員による組織的な論文指導により博士論文を作成するとともに、所属分野の先端領域におけるマンツーマン指導により、自立して独創的な水圏生産科学の研究を行う基礎力を養う。

履修例その4

・農業関連の公的機関や国際関係団体、外資系金融機関への就職を目指す例

(1) 対象学生

本学の生物生産科学専攻・農業経済学講座博士前期課程を修了した者

(2) 目標進路

持続的農業やその社会システムを国際的なレベルで構築する政策等に関連する研究・企画・開発部門などで活躍ができる高度で専門的な研究者となる。博士課程後期3年の課程修了後は、国や地方自治体、国際協力機構(JICA)、農業関連法人、外資系金融機関等に就職し、国際社会で活躍する。

(3) 論文課題の例

農業経営の発展とグローバルイノベーションに関する教育・研究

(4) 履修科目

科目区分	授業科目	単位数
基盤科目	研究倫理学*	1
先端農学実践科目	知財と産業開発	2
学術実践活動科目	実践科学英語	2
研修科目	基幹講座研修*	6
	博士論文研修*	6
合計		17

*必修科目

(5) 履修内容の説明

他大学の農業経済学講座前期課程（修士課程）を修了し、博士課程後期3年の課程修了後は農業関連の公的機関や国際関係団体、外資系金融機関などへの就職し、国際社会で活躍することを希望する学生の履修例である。基盤科目では、自立して成熟した研究倫理を持ちながら、独創的な農業経済学の研究が展開できるよう、「研究倫理学」を履修する。先端農学実践科目からは、「知財と産業開発」を受講し、産官学のネットワークによる先端技術開発の実態を学び、グローバルな視点から見た日本の将来の水産業と食品産業の在り方を考察する。学術実践活動科目では、国際社会での活

動を意識して「実践科学英語」を学ぶ。

また、所属する分野の専任教員を中心とした講座内の複数の研究室の教員による組織的な論文指導により博士論文を作成する共に、所属分野の先端領域におけるマンツーマン指導により、自立して独創的な農業経済学の研究を行う基礎力を養う。

II. 農芸化学専攻

1. 農芸化学専攻（博士前期2年の課程）の概要

農林水産業関係の国及び地方自治体の試験研究機関、食品製造業や製薬業等の研究開発部門や産業界で活躍できる、教養ある高度職業人材を育成するため、①高度な専門的知識と学識を備え、②それらに関連する幅広い先端技術を身につけ、③社会実装を推進できる能力を修得させる。そのため、農芸化学に関する領域の専門的知識と研究技能の獲得を促進させ、国際的な視野に立って高い目的意識とリーダーシップを育てる機会を提供するとともに、修士論文に基づいて研究成果の審査及び試験を適切に行う。

2. 農芸化学専攻（博士前期2年の課程）に置く各教育プログラム

農芸化学専攻には農学の基本学問分野体系に即した編成に基づく基幹講座として、生物化学講座および生命化学講座の2講座を配置し、主に食産業や医薬品業界等の研究開発部門や、国及び地方自治体の試験研究機関等における指導者・研究者として活躍できる能力を持ち、修了後は、食品製造や製薬等に関する民間企業、地方公務員、国家公務員等へ就職し、指導的な立場で活躍できる高度職業人材を養成する。

1) 農芸化学専攻（博士前期2年の課程）教育プログラムの概要

農芸化学専攻には農学の基本学問分野体系に即した編成に基づく基幹講座として、上述の2講座を配置し、農芸化学関連の学術分野及び食品製造業や製薬業等の発展に資するべく、生物化学と食品天然物化学に関する専門的知識と学識を備え、それらに関連する幅広い先端技術を身につけ、社会実装を推進できる能力を修得させる教育プログラムを整える。

2) 農芸化学専攻（博士前期2年の課程）のカリキュラムの構成・特徴

・ 基盤科目

農学研究科への帰属意識と研究に対する好奇心を育み、後期課程への進学を促す（必修科目）。

・ 総合基礎科目

幅広い農学教育のため、複数教員で担当する専攻にまたがる総合講義を開講し、担当教員の専門分野を含む最先端領域の教育を幅広く行う。生命機能物質分析特論、生物資源利用学、植物生命科学合同講義、水圏生物生産科学合同講義、微生物科学合同講義、International Development Studies（国際開発学）、Food Economics（食料経済学）、さらに他研究科のまたがる合同講義としては生態学合同講義と生化学合同講義と、ビックデータの取り扱いを修得する「農学データサイエンス演習」（新設）を開講する。

・ 先端農学実践科目

社会課題対応型科目として3つのプロジェクトセンターである「食品の産業連携研究開発拠点」から2科目（知財と産業開発、食の安全）（新設）、「次世代食産業創造センター」から3科目（災害復興合同講義、スマート農業入門 [新設]、生物多様性共生学 [新設]）、「食と農免疫国際教育研究センター」による英語特別講義1科目（Food & Agricultural Immunology Joint Lecture）を開講する。なお、「食と農免疫国際教育研究センター」による英語特別講義の受講生の中から、選抜された学生には、海外拠点校への留学の機会が与えられる。

・ 学術実践活動科目

実践科学英語

英語で議論を交わす能力を身につけ、国際舞台で活躍できる人材育成するため、ネイティブの専任教員による英語実践教育と、農芸化学に関する国際会議・学術論文・海外留学に対応した実践的な語学トレーニングを行う。特に、大学院入試の TOEFL ITP の得点が下位 20% の学生については、本授業を受講させる。

国際活動実習

実践科学英語で身につけた英語スキルの実際の場面での実践と専門性の深化させるため、農芸化学に関する国際学会・会議への発表参加と付随する研究交流活動（2 回以上）、または海外研究機関への研究留学（10 日間以上、80 時間以上）を実施し、その成果報告書を評価することにより単位を付与する。

インターンシップ実習

学外の研究活動などの体験に基づいた実社会でのキャリア形成を目的とし、農芸化学に関わる産業・製造業等の研究開発部門、国及び地方自治体の試験研究や普及部門、農業関連諸団体等の研究・企画・開発部門国内外の研究機関において、研究活動などに関わる実践的な実習（10 日間以上、80 時間以上）を受け、その成果報告書を評価することにより単位を付与する。

・ 専門科目

専攻で養成する人材像に応じて農学の学問体系に即した高度な専門科目（植物機能科学特論、分子細胞生物学特論、微生物学特論、生物有機化学特論、天然物合成化学特論、食品化学特論、栄養生理学特論、食品機能分析学特論、天然物生命化学特論、食品機能開発学特論、テラヘルツ生物工学特論）を配置する。なお、他分野との境界領域の授業科目については、必要な場合は履修できることとするため他専攻における専門科目も関連科目として修了に必要な科目として認定可能とする。また、各教科科目においては積極的に英語による講義を導入する。

・ 研修科目

講座内の複数の研究室の教員により、組織的な論文指導[指導教員 1 名と副指導教員（最低 2 名）を配置]を行い、修士論文作成に向けて当該年度に求められるレベルの成果を上げた場合に、単位を認定する。

3) 履修モデル

履修例その 1

・ 国や民間企業等のバイオテクノロジー分野の研究者を目指す例

(1) 対象学生

本学応用生物化学科・生物化学コースを卒業した者

(2) 目標進路

バイオテクノロジー分野の研究・企画・開発部門などで国際的なレベルで活躍ができる人材となる。博士課程後期 3 年の課程まで進学して、高度で専門的な研究者となる。

(3) 論文課題の例

異種 RBCL 導入による Hybrid Rubisco の作製

(4) 履修科目

科目区分	授業科目	単位数
基盤科目	生命圏倫理学*	2
	大学院農学研究科で学ぶ*	1
総合基礎科目	生化学合同講義	4
	生命機能物質分析特論	2
先端農学実践科目	災害復興合同講義	1
	Food & Agricultural Immunology Joint Lecture	2
学術実践活動科目	実践科学英語	2
専門科目	植物機能科学特論	2
	分子細胞生物学特論	2
	微生物学特論	2
	生物有機化学特論	2
	天然物合成化学特論	2
研修科目	修士論文研修*	10
合計		34

*必修科目

(5) 履修内容の説明

国や民間企業を問わずバイオテクノロジー関連分野の研究職への就職を希望し、博士課程後期3年の課程への進学を強く希望する学生の履修例である。総合基盤科目では、基礎生化学を学ぶ合同講義や分析専門化学を、先端農学実践科目からは「食と農免疫国際教育研究センター」による英語特別講義や「次世代食産業創造センター」による「災害復興合同講義」も受講し、被災地の農業・農村の復興と地域農業の多様性を学ぶ。また、研究職のキャリアも意識して実践科学英語を受講し、専門科目では生化学に関連する科目を履修し、所属する分野の専任教員の指導のもとで修士論文を作成する。

履修例その2

・民間企業等の医薬品製造開発の研究者を目指す例

(1) 対象学生

他大学の食品学関連のコースを卒業した者

(2) 目標進路

創薬の研究・企画・開発部門などで国際的なレベルで活躍ができる人材となる。博士課程前期2年の課程修了後は民間の医薬品関連の企業に就職する。あるいは博士課程後期3年の課程に進学して、高度で専門的な研究者となる。

(3) 論文課題の例

高脂肪食給与ラットにおける生体内抗酸化生理代謝の検証

(4) 履修科目

科目区分	授業科目	単位数
基盤科目	生命圏倫理学*	2
	大学院農学研究科で学ぶ*	1
総合基礎科目	生化学合同講義	4
先端農学実践科目	食の安全	2
	Food & Agricultural Immunology Joint Lecture	2
	知財と産業開発	2
専門科目	食品化学特論	2
	栄養生理学特論	2
	生物有機化学特論	2
	食品機能分析学特論	2
	天然物合成化学特論	2
	食品機能開発学特論	2
関連科目	医薬品化学特論	2
研修科目	修士論文研修*	10
合計		37

* 必修科目

(5) 履修内容の説明

民間企業の医薬品製造に関連する研究所で創薬に係る研究職への就職を希望し、博士課程後期3年の課程への進学も視野に入れている学生の履修例である。総合基礎科目では、他大学出身であることから、基礎生化学の知識を広げるため生化学合同講義を履修する。先端農学実践科目からは「食品の産学連携研究開発拠点」による「知財と産業開発」と「食の安全」を履修し、産官学の食品に関する技術開発の実態と食産業界における食品の安全評価の理論と実践を学ぶ。「食と農免疫国際教育研究センター」による英語特別講義も受講し、国際的な視野を広げている。

また、専門科目では食と健康に関連する科目を中心に履修し、さらに就職先として医薬品製造関連を希望していることから、関連科目として、薬学研究科で開講している「医薬品化学特論」を履修することで、創薬研究に必要な最新の医薬開発の方法論を修得する。そして、所属する分野の専任教員の指導のもとで修士論文を作成する。

3. 農芸化学専攻（博士後期3の課程）の概要

主に農芸化学関係の学術分野及び食産業や医薬品業界等の研究開発部門、国及び地方自治体の試験研究における指導者・研究者として活躍できる能力を持つとともに起業家精神にも富んだ人材を養成するため、①所属する分野の専任教員を中心とした講座内の複数の研究室の教員による組織的な論文指導を行い、農芸化学に関する領域の高度な専門的知識と高い研究技能の獲得を促進する。②研究遂行に求められる高い目的意識とリーダーシップを育てる機会と最先端の国際的な研究成果に学ぶ場を提供する。③学修成果の評価基準を明示するとともに、博士論文に基づいて研究成果の審査及び試験を適切に行う。

4. 農芸化学専攻（博士後期3年の課程）に置く各教育プログラム

1) 農芸化学専攻（博士後期3年の課程）教育プログラムの概要

農芸化学専攻は、主に農芸化学に関わる学術分野及び食品製造業や製薬業等の研究開発部門、国及び地方自治体の試験研究や産業界における指導者・研究者として活躍できる能力を持つとともに起業家精神にも富んだ人材を養成し、修了後は、農芸化学関係の学術研究機関、食品製造や製薬に関する民間企業、地方公務員、国家公務員等へ就職し、指導的な立場で活躍できる研究者・高度専門職業人の輩出を目的とする。

2) 農芸化学専攻（博士後期3年の課程）のカリキュラムの構成・特徴

・基盤科目

「研究倫理学」1単位を研究科共通の必修科目として新設し、自立して成熟した研究倫理を持ちながら、独創的な農芸化学研究が展開できるようにする。

・総合基礎科目

幅広い農学教育のため、ビッグデータの取り扱いを修得する「農学データサイエンス演習」（新設）を開講する。

・先端農学実践科目

社会課題対応型科目として3つのプロジェクトセンターである「食品の産業連携研究開発拠点」から2科目（知財と産業開発、食の安全）（新設）、「次世代食産業創造センター」から3科目（災害復興合同講義、スマート農業入門 [新設]、生物多様性共生学[新設]）、「食と農免疫国際教育研究センター」による英語特別講義1科目（Food & Agricultural Immunology Joint Lecture）を開講する。前期2年の課程に開講されている先端農学実践科目において、前期2年の課程で履修していない科目を終了認定科目として選択することができる。また、「食と農免疫国際教育研究センター」による英語特別講義の受講生のうち、選抜された学生には海外拠点校への留学の機会が与えられる。

・学術実践活動科目

前期2年の課程に開講されている学術実践活動科目において、前期2年の課程で履修していない科目を終了認定科目として選択することができる。

実践科学英語

英語で議論を交わす能力を身につけ、国際舞台で活躍できる人材育成するため、英語ネイティブの研究教育担当教員による英語実践教育と、農芸化学に関する国際会議・学術論文・海外留学に対応した実践的な語学トレーニングを行う。

国際活動実習

実践科学英語で身につけた英語スキルの実際の場面での実践と専門性の深化させるため、農芸化学に関する国際学会・会議への発表参加と付随する研究交流活動（2回以上）、または海外研究機関への研究留学（10日間以上、80時間以上）を実施し、その成果報告書を評価することにより単位を付与する。

インターンシップ実習

学外の研究活動などの体験に基づいた実社会でのキャリア形成を目的とし、食料や有用物質生産に関わる産業・製造業の研究開発部門、国及び地方自治体の試験研究や普及部門、農業関連諸団体の研究・企画・開発部門国内外の研究機関において、研究活動などに関わる実践的な実習（10日間以上、80時間以上）を受け、その成果報告書を評価することにより単位を付与する。

・専門科目

専攻で養成する人材像に応じて農学の学問体系に即した高度な専門科目（生体分子化学、International Food & Agricultural Immunology Joint Lecture）を配置する。国際的な視野と高度なコミュニケーション能力を育むため、研究科共通の英語による国際的な講義や最先端の合同講義を開講し、他分野にも目を向けさせ幅広い知識を獲得させる。留学を希望する学生には、プロジェクトセンターの一つである「食と農免疫国際教育研究センター」による英語特別講義「International Food & Agricultural Immunology Lecture」（2単位）を受講させる。この講義の受講生の中から選抜された学生には、海外拠点校への留学の機会が与えられる。

・研修科目

学問体系を基本に再編された基幹講座で担当する「基幹講座研修」（6単位）を新設し、講座内の複数の研究室の教員により、組織的な論文指導[指導教員1名と副指導教員（最低2名）を配置]を行う。進学時の「博士論文研究計画」から2年次に「中間審査」、また、論文提出に先立って「予備審査」も行い、最終的な単位認定を行う。

また、所属分野の先端領域におけるマンツーマン指導を行う「博士論文研修」(6単位)では、従来と同様に自立して独創的な農学研究を行う基礎力を養う。

3) 国際共同大学院プログラム

前期課程2年次から「災害科学・安全学国際共同大学院プログラム」に参加する学生は、本専攻の履修と並行して同プログラムが提供する学際的な科目を履修し、修了時におさめるプログラム学位の取得を目指す。この中で、後期課程2年次までには海外協定大学に留学し、外国語能力をさらに高めるとともにグローバル・スタンダードの専門研究能力を磨くことで、研究者・高度専門職業人として国際社会で活躍できる力を身につける。

4) 履修モデル

履修例その1

・学術研究関連の研究者を目指す例

(1) 対象学生

本学の農芸化学専攻・生物化学講座博士前期課程を修了した者

(2) 目標進路

農学系大学の教員となり、農芸化学を中心とした食料や有用物質生産に関わる学術研究と教育を行う。研究面では、生物化学の基盤研究を国際的に先導するとともに、生物化学を基盤とした産業創成につながるイノベーションを生み出す、高度で専門的な研究者となる。教育面では、農芸化学における基礎学術分野及び食品製造業や製薬業等の研究開発部門、国及び地方自治体の試験研究や産業界において、国際的視野に立ち、バイオテクノロジーやバイオサイエンスの先端技術を活用し新しい生物産業の創成を世界的水準で推進できる研究者・高度専門人材を育成する教育者となる。

(3) 論文課題の例

麴菌界面活性タンパク質 RolA の界面上での挙動に関する分子機構の研究

(4) 履修科目

科目区分	授業科目	単位数
基盤科目	研究倫理学*	1
先端農学実践科目	Food & Agricultural Immunology Joint Lecture	2
研修科目	基幹講座研修*	6
	博士論文研修*	6
合計		15

*必修科目

(5) 履修内容の説明

前期課程では、生物化学を学び、農芸化学を中心とした食料や有用物質生産に関わる学術研究と教育に従事する農学系大学の教員への就職を希望する学生の履修例である。基盤科目では、自立して成熟した研究倫理を持ちながら、独創的な生物化学の研究が展開できるよう、「研究倫理学」を履修する。先端農学実践科目からは、「食と農免疫国際教育研究センター」による英語特別講義「International Food & Agricultural Immunology Joint Lecture」を受講し、グローバル・スタンダードの専門研究能力を磨く。

また、所属する分野の専任教員を中心とした講座内の複数の研究室の教員による組織的な論文指導により博士論文を作成する共に、所属分野の先端領域におけるマンツーマン指導により、自立して独創的な生物化学の研究を行う基礎力を養う。

履修例その2

・民間の食品関連企業の研究部門の研究者を目指す例

(1) 対象学生

他大学の食品学・農芸化学系講座博士前期課程（修士課程）を修了した者

(2) 目標進路

民間の食品関連企業の研究部門において、国際的視野に立ち、バイオテクノロジーやバイオサイエンスの先端技術を活用し、新しい生物産業の創成を先導できる、高度で専門的な研究者となる。

(3) 論文課題の例

脂質過酸化とファイトニュートリエントの有用性

(4) 履修科目

科目区分	授業科目	単位数
基盤科目	研究倫理学*	1
専門科目	生体分子化学	2
学術実践活動科目	インターンシップ実習	2
関連科目	生物資源利用学	2
研修科目	基幹講座研修*	6
	博士論文研修*	6
合計		19

* 必修科目

(5) 履修内容の説明

博士前期課程（修士課程）では他大学で食品学を学び、民間の食品関連企業に就職を希望する学生の履修例である。基盤科目では、自立して成熟した研究倫理を持ちながら、独創的な食品天然物化学の研究が展開できるよう、「研究倫理学」を履修する。学術実践活動科目では、就職後のキャリアも意識して「インターンシップ実習」も受講している。専門科目では、「生体分子化学」を履修し、多様な天然物有機化合物に関する知識を深め、国際的な学術論文作成の力を養う。また、就職先として民間の食品関連企業を希望していることから、各種生物資源の利用に関する知識の修得や、その背景や現状、問題点を理解するために、前期2年の課程において「総合基礎科目」として開講されている「生物資源利用学」を、関連科目として履修する。

また、所属する分野の専任教員を中心とした講座内の複数の研究室の教員による組織的な論文指導により博士論文を作成する共に、所属分野の先端領域におけるマンツーマン指導により、自立して独創的な食品天然物化学の研究を行う基礎力を養う。

別記様式第3号(その3の1)

(用紙 日本産業規格A4縦型)

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
(農学研究科生物生産科学専攻博士課程前期2年の課程)										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	2人	13人	8人	人	人	23人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	人	9人	6人	3人	人	人	18人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	1人	6人	4人	人	人	人	11人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	1人	17人	23人	11人	人	人	52人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	

(注)

- この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- この書類は、専任教員についてのみ、作成すること。
- この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
(農学研究科生物生産科学専攻博士課程後期3年の課程)										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	2人	11人	8人	人	人	21人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	人	6人	9人	3人	人	人	18人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	3人	人	人	人	人	3人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	11人	20人	11人	人	人	42人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	

(注)

- この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- この書類は、専任教員についてのみ、作成すること。
- この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
(農学研究科農芸化学専攻博士課程前期2年の課程)										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	5人	4人	人	人	9人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	人	3人	3人	1人	人	人	7人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	3人	1人	人	人	人	4人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	6人	9人	5人	人	人	20人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	

(注)

- この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- この書類は、専任教員についてのみ、作成すること。
- この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
(農学研究科農芸化学専攻博士課程後期3年の課程)										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	4人	4人	人	人	8人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	人	2人	4人	1人	人	人	7人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	2人	8人	5人	人	人	15人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	

(注)

- この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- この書類は、専任教員についてのみ、作成すること。
- この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

○国立大学法人東北大学職員就業規則

平成16年4月1日

規第46号

改正 平成18年1月25日規第1号

平成18年3月17日規第33号

平成19年4月1日規第42号

平成20年3月24日規第38号

平成21年3月27日規第27号

平成22年3月30日規第24号

平成23年3月31日規第33号

平成25年3月26日規第32号

平成26年3月25日規第39号

平成27年3月23日規第46号

平成27年12月1日規第103号

平成28年3月23日規第34号

平成29年3月28日規第47号

平成30年1月30日規第7号

令和元年11月26日規第46号

令和2年3月24日規第18号

令和3年3月30日規第24号

国立大学法人東北大学職員就業規則

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 任免

第1節 採用（第6条—第9条）

第2節 任期（第10条・第10条の2）

第3節 昇任及び降任（第11条・第12条）

第4節 異動（第13条—第14条）

第5節 休職（第15条—第19条）

第6節 退職及び解雇（第20条—第29条）

第3章 給与（第30条）

第4章 服務（第31条—第40条の2）

第5章 知的財産（第41条・第42条）

第6章 労働時間及び休暇等（第43条—第45条の3）

第7章 研修（第46条）

第8章 賞罰（第47条—第50条）

第9章 損害賠償（第51条）

- 第10章 安全衛生（第52条—第58条）
- 第11章 女性（第59条・第60条）
- 第12章 出張（第61条・第62条）
- 第13章 福利・厚生（第63条・第64条）
- 第14章 災害補償（第65条・第66条）
- 第15章 退職手当（第67条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

（職員の定義）

第2条 この規則において「職員」とは、本学に雇用される者（第33条第2項、第34条第1項及び第47条第1項第1号を除き、次条第2項に掲げる者を除く。）をいう。

2 この規則において「教員」とは、職員のうち、教授、准教授、講師（常時勤務する者に限る。）、助教及び助手の職にある者をいう。

（適用範囲）

第3条 この規則は、本学の職員に適用する。

2 次に掲げる者の就業に関する事項については、別に定める。

- 一 再雇用職員
- 二 准職員
- 三 時間雇用職員
- 四 短期雇用職員
- 五 特定有期雇用職員
- 六 限定正職員
- 七 再雇用限定正職員
- 八 無期准職員及び無期時間雇用職員
- 九 再雇用准職員及び再雇用時間雇用職員

（法令等との関係）

第4条 職員の就業に関しては、労基法その他の関係法令及び労働協約に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（遵守遂行）

第5条 本学及び職員は、この規則及びこの規則に基づく規程を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 任免

第1節 採用

(採用)

第6条 職員の採用は、競争試験又は選考により行う。

(労働条件の明示等)

第7条 職員の採用に際しては、採用をしようとする者に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書（以下「労働条件通知書」という。）を交付するものとする。

一 給与に関する事項

二 就業の場所及び従事する業務に関する事項

三 労働契約の期間に関する事項

四 第10条の規定により期間を定めて雇用する教員の労働契約を更新する場合の基準に関する事項

五 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに、休暇に関する事項

六 交替制勤務をさせる場合の就業時転換に関する事項

七 退職に関する事項

2 前項に規定するもののほか、国立大学法人東北大学特定有期雇用職員就業規則（平成21年規第26号。以下「特定有期雇用職員就業規則」という。）第6条第2項に規定する外国人研究員で、同規則第9条の2の規定による期間の定めのない労働契約の締結の申込みをし、期間の定めのない労働契約となった者（以下「無期転換外国人研究員」という。）の採用の手続については、別に定める。

(提出書類)

第8条 職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。ただし、国、地方公共団体又はこれらに準ずる関係機関の職員等から引き続き本学の職員となった者については、第2号から第6号に定める書類の提出を免除することがある。

一 誓約書

二 履歴書

三 資格に関する証明書

四 氏名、性別、生年月日及び現住所が記載された住民票記載事項の証明書

五 扶養親族等に関する書類

六 健康診断書

七 職歴のある者にあつては、年金手帳及び雇用保険被保険者証

八 個人番号カードの写し、個人番号の通知カードの写し又は個人番号が記載された住民票記載事項の証明書

九 その他本学において必要と認める書類

2 前項の書類の記載事項に変更を生じたときは、職員は、速やかにこれを届け出なければならない。

(試用期間)

第9条 職員として採用された日から6月間は、試用期間とする。ただし、国、地方公共団体又は

これらに準ずる関係機関の職員等から引き続き本学の職員となった者については、この限りでない。

2 試用期間中の職員については、勤務実績が不良なこと、心身に故障があること、その他の事由により本学に引き続き雇用しておくことが適当でない場合には、解雇することができ、また、試用期間満了時に本採用を拒否することがある。

3 試用期間は、勤続年数に通算する。

第2節 任期

(任期)

第10条 教員は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「任期法」という。）に基づき、期間を定めて雇用することがある。

(期間の定めのない労働契約の締結の申込み)

第10条の2 前条の規定により雇用した教員のうち、本学における2以上の期間の定めのある労働契約を通算した期間（労働契約法（平成19年法律第128号。以下「労契法」という。）第18条第2項に規定する通算契約期間に算入しない契約期間及び任期法第7条第2項に規定する通算契約期間に算入しない期間を除く。）が10年を超える者が、任期法第7条第1項の規定により読み替えられた労契法第18条第1項の規定による期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしようとする場合には、現に締結している労働契約の期間の満了する日の30日前までに行うものとする。

第3節 昇任及び降任

(昇任)

第11条 職員の昇任は、選考による。

2 前項の選考は、その職員の勤務成績及びその他の能力の評定に基づいて行う。

(降任)

第12条 職員が次の各号の一に該当する場合には、降任することがある。

- 一 勤務実績が良くない場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他職員に必要な適格性を欠く場合
- 四 職員自らが降任を願い出た場合

第4節 異動

(配置換・出向等)

第13条 本学は業務上の必要により、職員に配置換、兼務又は出向を命ずることがある。

2 職員は、正当な理由がない限り、前項に基づく命令を拒むことができない。

3 出向を命じられた職員の取扱いについては、国立大学法人東北大学職員出向規程（平成16年規第57号）の定めるところによる。

(クロスアポイントメント制度)

第13条の2 本学は、教員に対し、本学の職員としての身分を保有したまま他機関の職員として雇用され、本学及び当該他機関において、業務に従事すること（以下「クロスアポイントメント

制度」という。)を命ずることがある。

2 クロスアポイントメント制度については、国立大学法人東北大学クロスアポイントメント制度に関する規程（平成29年規第50号）の定めるところによる。

（赴任）

第14条 第13条第1項の命令を受けたときは、職員は、直ちに赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、発令の日から1週間以内に限り赴任の期間を認めることがある。

第5節 休職

（休職）

第15条 職員が次の各号の一に該当するときは、休職とすることがある。

- 一 心身の故障のため長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合
- 三 学校、研究所、病院等の公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の研究、調査、指導等に従事し、又は国際事情の調査等の業務に従事する場合
- 四 本学以外の者と共同して行う科学技術に関する研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められる業務に従事する場合
- 五 研究成果活用企業の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員（以下「役員等」という。）の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、本学の職務に従事することができない場合
- 六 我が国が加盟している国際機関、外国政府等の機関からの要請に基づいて職員を派遣する場合
- 七 労働組合の活動に専従する場合
- 八 水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となった場合
- 九 その他特別の事由により休職にすることが適当と認められる場合

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

3 前二項に定めるもののほか、職員の休職については、国立大学法人東北大学職員休職規程（平成28年規第37号）の定めるところによる。

第16条から第19条まで 削除

第6節 退職及び解雇

（退職）

第20条 職員は、次の各号の一に該当するときは、退職とし、職員としての身分を失う。

- 一 自己の都合により退職を願い出て承認されたとき、又は退職を願い出る文書を提出して14日を経過したとき。
- 二 定年に達した日以後における最初の3月31日を終えたとき。
- 三 期間を定めて雇用されている場合において、その期間を満了したとき。
- 四 休職期間（休職を更新された場合には、その期間を含む。）が満了し、休職事由がなお消滅しないとき。

五 死亡したとき。

(自己都合による退職手続)

第21条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、原則として退職を予定する日の30日前までに、文書をもって願い出なければならない。

(定年)

第22条 職員の定年は、次のとおりとする。

- 一 教員の定年は、満65歳とする。ただし、職務の特殊性等を考慮し、総長が特に必要があると認めた者については、この限りではない。
- 二 前号以外の職員の定年は、満60歳とする。ただし、庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する職員の定年は、満63歳とする。
- 三 第10条の2又は特定有期雇用職員就業規則第9条の2の規定による期間の定めのない労働契約の締結の申込みをし、前二号に規定する定年に達した日以後に期間の定めのない労働契約となった者の定年は、期間の定めのない労働契約となった日の属する年度の末日における年齢とする。

(定年延長)

第23条 教員のうち、総長が特に必要があると認める者については、前条の規定にかかわらず、定年年齢を延長することがある。

(再雇用)

第24条 第20条第2号の規定により退職した者（満65歳以上の者を除く。）のうち、再雇用されることを希望する者について、第20条第4号又は次条第1項各号、第2項各号若しくは第3項各号に該当しない場合に限り、第3条第2項第1号に掲げる再雇用職員として雇用するものとする。

(解雇)

第25条 職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することがある。

- 一 勤務実績が著しく良くない場合
 - 二 心身の故障のため、職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 三 前二号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合
 - 四 事業の運営上のやむを得ない事情又は天災事変その他これに準じるやむを得ない事情により、事業の継続が困難となった場合
 - 五 事業の運営上のやむを得ない事情又は天災事変その他これに準じるやむを得ない事情により、事業の縮小・転換又は組織の改廃を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難な場合
 - 六 その他前二号に準ずるやむを得ない事情がある場合
- 2 職員が禁錮以上の刑に処せられた場合には、解雇する。
 - 3 前項に規定するもののほか、職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇する。
 - 一 外部資金の受入れの終了、プロジェクト事業等の業務の完了等により業務が終了した場合
 - 二 前号に規定する場合のほか、労働条件通知書等により、その者の業務として限定された業務が終了した場合

(解雇制限)

第26条 前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず労基法第81条の規定によって打切補償を支払う場合（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）に基づく傷病補償年金の給付がなされ打切補償を支払ったものとみなされる場合を含む。）は、この限りでない。

- 一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- 二 産前産後の女性職員が国立大学法人東北大学職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程（平成16年規第61号）の規定により休業する期間及びその後30日間

(解雇予告)

第27条 第25条の規定により職員を解雇する場合は、30日前にその予告をするか、又は労基法第12条に規定する平均賃金の30日分の解雇予告手当を支払うものとする。ただし、予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することがある。

- 2 前項の規定は、試用期間中の職員（14日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合及び所轄労働基準監督署長の認定を受けて第48条第5号に定める懲戒解雇をする場合には、適用しない。

(退職後の責務)

第28条 職員が退職又は解雇された場合は、本学から借用している物品を返還しなければならない。

(退職証明書等の交付)

第29条 退職又は解雇に際し、職員から労基法第22条に定める証明書の交付の請求があった場合は、これを交付する。

第3章 給与

(給与)

第30条 職員の給与については、国立大学法人東北大学職員給与規程（平成16年規第55号）の定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、無期転換外国人研究員の給与については、別に定める。

第4章 服務

(誠実義務)

第31条 職員は、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、本学の指示命令に従い、職場の秩序の維持に努めなければならない。

(職務専念義務)

第32条 職員は、勤務中は職務に専念し、みだりに勤務の場所を離れてはならない。

(職場規律)

第33条 職員は、上司の指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

- 2 上司は、その指揮命令下にある職員の人格を尊重し、その指導育成に努めるとともに、率先し

てその職務を遂行しなければならない。

(信用失墜行為等の禁止)

第34条 職員は、本学の信用を傷つけ、又は職員全体の名誉を毀損^きするような行為をしてはならない。

2 職員は、本学の秩序及び規律を乱す行為をしてはならない。

(秘密の保持)

第35条 職員は、職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(政治的活動等の禁止)

第36条 職員は、本学の施設内において選挙運動その他の政治的活動及び宗教活動を行ってはならない。

(文書の配布、集会等)

第37条 職員は、本学の施設内で、次のいずれかに該当する文書又は図画を配布又は掲示してはならない。

一 教育、研究その他本学の業務の正常な運営を妨げるおそれのあるもの

二 第34条に規定する信用失墜行為等に該当するおそれのあるもの

三 前条に規定する政治的活動等に該当するおそれのあるもの

四 他人の名誉の毀損^き又は誹謗中傷^{ひぼう}等に該当するおそれのあるもの

五 公の秩序に反するおそれのあるもの

六 その他本学の業務に支障をきたすおそれのあるもの

2 職員は、本学の施設内で、文書若しくは図画を配布若しくは掲示する場合、又は業務外の集会若しくは演説を行う場合は、業務の正常な遂行を妨げる方法又は態様で行ってはならない。

3 職員は、本学の施設内で文書又は図画を掲示する場合には、あらかじめ指定された場所に掲示しなければならない。

4 職員は、許可なく、本学の施設内で、業務外の集会、演説、放送又はこれらに類する行為を行ってはならない。

(職員の倫理)

第38条 職員が遵守すべき倫理については、国立大学法人東北大学職員倫理規程（平成16年規第58号）の定めるところによる。

(ハラスメントに関する措置)

第39条 ハラスメントの防止等に関する措置は、国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成18年規第1号）の定めるところによる。

(兼業の制限)

第40条 職員が兼業を行おうとする場合は、国立大学法人東北大学職員兼業規程（平成16年規第60号）の定めるところにより許可を得なければならない。

(障害を理由とする差別の解消の推進)

第40条の2 職員は、国立大学法人東北大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関す

る規程（平成28年規第38号）の定めるところにより、障害者に対し適切に対応しなければならない。

第5章 知的財産

（知的財産の取扱い）

第41条 職員が創作した知的財産に係る権利の帰属その他の知的財産の取扱いについては、国立大学法人東北大学発明等規程（平成16年規第81号）の定めるところによる。

第42条 削除

第6章 労働時間及び休暇等

（労働時間及び休暇等）

第43条 職員の労働時間及び休暇等については、国立大学法人東北大学職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程の定めるところによる。

（育児休業等）

第44条 職員のうち、一定の年齢の子の養育を必要とする者は、国立大学法人東北大学職員育児休業等規程（平成16年規第62号）の定めるところにより、育児休業、育児短時間勤務又は育児部分休業をすることができる。

（介護休業等）

第45条 職員は、その家族で傷病その他の事情により介護を要する者がいる場合は、国立大学法人東北大学職員介護休業等規程（平成16年規第63号）の定めるところにより、介護休業又は介護部分休業をすることができる。

（自己啓発休業）

第45条の2 職員のうち、大学等における修学のための休業をしようとする者は、国立大学法人東北大学職員自己啓発休業規程（平成20年規第37号）の定めるところにより、自己啓発休業をすることができる。

（配偶者同行休業）

第45条の3 職員のうち、外国での勤務等の事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその職員の配偶者と当該住所又は居所において生活を共にするための休業をしようとする者は、国立大学法人東北大学職員配偶者同行休業規程（平成27年規第51号）の定めるところにより、配偶者同行休業をすることができる。

第7章 研修

（研修）

第46条 職員は、業務に関し必要な知識及び技能を向上させるため、自己啓発に努めなければならない。

2 本学は、職員の研修機会の提供に努めるものとする。

3 本学は、業務上の必要がある場合には、職員に研修を命じることがある。

4 教員は、授業に支障のない限り、本学の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

5 教員は、特に必要があるときは、本学の承認を受けて、現職のままで、長期にわたる研修を受

けることができる。

第8章 賞罰

(表彰)

第47条 職員が次の各号の一に該当するときは、表彰することがある。

- 一 業務遂行上職員の模範として推奨すべき行為があった場合
- 二 業務上特に顕著な功績があった場合
- 三 本学に永年にわたり勤務し、その勤務成績が良好な場合
- 四 その他必要と認める場合

2 前項に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第48条 懲戒は、情状に応じて、次の区分により行う。

- 一 戒告 将来を戒める。
- 二 減給 1回の額が労基法第12条に規定する平均賃金の1日分の半額を超えず、総額が1給与支払期間の給与総額の10分の1を超えない範囲内で、給与を減額する。
- 三 停職 6月以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- 四 諭旨解雇 退職願の提出を勧告し、これに応じない場合には、30日前に予告して、若しくは30日の平均賃金を支払って解雇し、又は予告期間を設けずに即時に解雇する。
- 五 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。

(懲戒の事由)

第49条 職員が、次の各号の一に該当する場合には、懲戒を行うことがある。

- 一 正当な理由なく無断欠勤した場合
 - 二 正当な理由なくしばしば遅刻、早退するなど勤務を怠った場合
 - 三 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合
 - 四 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合
 - 五 本学の名誉又は信用を著しく傷つけた場合
 - 六 素行不良で本学の秩序又は風紀を乱した場合
 - 七 重大な経歴詐称をした場合
 - 八 その他この規則によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があった場合
- 2 懲戒の手続きは、国立大学法人東北大学職員の懲戒に関する規程（平成16年規第66号）の定めるところによる。

(訓告等)

第50条 前条に規定する場合のほか、サービスを厳正にし、規律を保持するために必要があるときは、訓告、嚴重注意又は注意を行うことがある。

第9章 損害賠償

(損害賠償)

第51条 職員が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一

部を賠償させるものとする。

第10章 安全衛生

(安全・衛生管理)

第52条 本学は、職員の健康増進及び危険防止のために必要な措置を採らなければならない。

2 職員の安全及び衛生管理については、国立大学法人東北大学安全衛生管理規程（平成16年規第64号）の定めるところによる。

(協力義務)

第53条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

その他の関係法令のほか、上司の命令に従うとともに、本学が行う安全及び衛生に関する措置に協力しなければならない。

(安全・衛生教育)

第54条 本学は、職員に対し、採用又は配置換等により作業内容を変更したときは、その従事する業務に必要な安全及び衛生に関する教育を行う。

2 職員は、本学が行う安全及び衛生に関する教育及び訓練を受けなければならない。

(非常災害時の措置)

第55条 職員は、火災その他の非常災害の発生を発見し、又は発生のおそれがあることを知ったときは、被害を最小限にとどめるよう努力しなければならない。

(安全及び衛生に関する遵守事項)

第56条 職員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 安全及び衛生について、上司の命令に従い実行すること。
- 二 常に職場の整理、整頓及び清潔に努めるとともに、災害防止及び衛生の向上に努めること。
- 三 安全衛生装置、消火設備、衛生設備その他の危険防止等のための諸施設を勝手に動かさないこと、及び許可なく当該施設に立ち入らないこと。

(健康診断)

第57条 本学は、職員に対し、採用のとき、及び毎年定期的に健康診断を行う。

2 前項のほか、必要に応じて全部又は一部の職員に対し、臨時に健康診断を行うことがある。

3 職員は、正当な事由なしに健康診断を拒んではならない。

4 第1項又は第2項の健康診断の結果に基づいて必要と認める場合には、職員に、就業の禁止、勤務時間の制限等当該職員の健康保持に必要な措置を講じるものとする。

5 職員は、正当な事由なく前項の措置を拒んではならない。

(就業の禁止)

第58条 職員又は職員の同居人若しくは近隣の者が、他人に伝染するおそれのある疾病にかかり、又はその疑いがある場合には、当該職員の就業を禁止することがある。

2 職員は、自己、同居人又は近隣の者が他人に伝染するおそれのある疾病にかかり、又はその疑いがある場合には、直ちに上司に届け出て、その命令に従わなければならない。

第11章 女性

(妊産婦である職員の就業制限)

第59条 妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員（以下「妊産婦である職員」という。）は、妊娠、出産、保育等に有害な業務に就かせない。

2 妊産婦である職員が請求した場合には、午後10時から午前5時までの間における勤務又は所定の勤務時間以外の勤務をさせない。

（妊産婦である職員の業務軽減等）

第60条 妊産婦である職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせなければならない。

第12章 出張

（出張）

第61条 業務上必要がある場合は、職員に出張を命じることがある。

2 出張を命じられた職員は、出張を終えたときは、速やかに報告しなければならない。

（旅費）

第62条 前条の出張に要する費用については、国立大学法人東北大学旅費規程（平成20年規第133号）の定めるところによる。

第13章 福利・厚生

（宿舍利用基準）

第63条 職員（無期転換外国人研究員を除く。）の宿舍の利用については、国立大学法人東北大学職員宿舍規程（平成16年規第78号）の定めるところによる。

（共済）

第64条 職員の共済については、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）の定めるところによる。

第14章 災害補償

（業務上の災害補償）

第65条 職員の業務上の災害については、労基法及び労災法の定めるところによるほか、国立大学法人東北大学職員法定外災害補償規程（平成16年規第65号。以下「災害補償規程」という。）の定めるところにより、災害補償を行う。

（通勤途上災害）

第66条 職員の通勤途上における災害については、労災法の定めるところによるほか、災害補償規程の定めるところにより取り扱う。

第15章 退職手当

（退職手当）

第67条 職員の退職手当については、国立大学法人東北大学職員退職手当規程（平成16年規第56号）の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、無期転換外国人研究員には、退職手当は支給しない。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において本学の職員となった者（以下「承継職員」という。）の職については、別に辞令が発せられない限り、施行日の前日の職を引き継ぐものとする。

（休職者等の取扱い）

3 承継職員のうち、施行日の前日に国家公務員法（昭和22年法律第120号）の規定により休職していた者又は国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）の規定により育児休業若しくは部分休業していた者の当該休職、育児休業又は部分休業（以下「休職等」という。）については、この規則に基づく休職等とする。

（任期を定めて任用されている教員の取扱い）

4 承継職員のうち、施行日の前日に任期法の規定により任期を定めて任用されていた教授、助教授、講師又は助手は、別に定めるところにより任期を定めるものとする。

（外国人教員の任期）

5 承継職員のうち、施行日の前日に国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法（昭和57年法律第89号）の規定により任期を定めて任用されていた外国人の教授、助教授又は講師の任期は、施行日から同法の規定に基づき任用された際に付された任期の末日までの期間とする。

（懲戒の取扱い）

6 承継職員が、施行日前に第49条の規定に該当する行為を行い、施行日以後にその行為の事実が発覚した場合には、第48条の規定を適用するものとする。

7 承継職員が、この規則の施行日前に懲戒処分を受け、その処分が施行日以後にも及ぶ場合には、その効果は引き継がれるものとする。

附 則（平成18年1月25日規第1号改正）抄

1 この規程は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日規第33号改正）

この規則は、平成18年4月1日から施行し、改正後の第24条の規定は、同日以後に第20条第2号の規定により退職する者から適用する。

附 則（平成19年4月1日規第42号改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行し、改正後の第16条第1項の規定は、第15条第1項第1号に掲げる事由により同日以後に休職し、復職後再度同号に掲げる事由により休職（同種の傷病による休職に限る。）する者について適用する。

附 則（平成20年3月24日規第38号改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日規第27号改正）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に改正前の第10条第2項の規定に基づき期間を定めて雇用されていた者で、施行日において引き続き期間を定めて雇用されるもの（別に定める者を除く。）の就業に関する事項については、当該雇用期間満了までの間、なお従前の

例による。

附 則（平成22年3月30日規第24号改正）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までに生まれた者に係る改正後の第22条第1号本文の規定の適用については、同号中「満65歳」とあるのは、「満64歳」とする。

附 則（平成23年3月31日規第33号改正）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日規第32号改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日規第39号改正）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条の2の規定は、平成25年4月1日以後の日を初日とする期間の定めのある労働契約について適用する。

附 則（平成27年3月23日規第46号改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月1日規第103号改正）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規第34号改正）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規第47号改正）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月30日規第7号改正）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月26日規第46号改正）

この規則は、令和元年11月26日から施行する。

附 則（令和2年3月24日規第18号改正）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規第24号改正）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。